

令和元年度第2回東紀州地域医療構想調整会議 議事概要

- 1 日 時 令和2年2月18日(火) 19:30~21:00
- 2 場 所 尾鷲市役所 第3委員会室
- 3 出席者 澤田委員(議長)、中村康一委員、齋藤委員、山下委員、濱畑委員、加藤委員、帆刈委員、須崎委員、西村委員、尾崎委員、濱口委員、内山委員、福嶋委員、中村吉伸委員、東地委員、上野参事(志田委員代理)
- 4 議 題
- ・2025年に向けた具体的対応方針について
 - ・在宅医療体制の整備について
 - ・その他

5 内 容

1 2025年に向けた具体的対応方針について

(1) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等について

<事務局から説明>

- 昨年9月に、国が各医療機関の診療実績を分析し、一定の基準に該当する424の公立・公的医療機関等を「再編統合について特に議論が必要な医療機関」と位置づけ公表し、本県においても7病院が対象とされた。
- しかし、この分析結果は、具体的対応方針の合意状況が反映されておらず、また、分析手法が機械的で地域の実情を反映していないことから、地域の実情を十分ふまえ、地域医療構想調整会議の合意結果を最大限尊重するよう国に要望するとともに、県独自で国との意見交換会を開催し、地域の声を直接国に伝えてきたところである。
- このような中、今年1月17日に具体的対応方針の再検証等を要請する国からの正式通知があり、再検証対象医療機関の具体的対応方針の再検証のほか、構想区域全体の医療提供体制の検証や一部の領域において要件に該当した公立・公的医療機関等への対応を求める内容となっている。
- 再検証対象医療機関については、要請の対象となるのは5病院であり、今後具体的対応方針の再検討を要請していく。また、一部の領域について要件に該当する公立・公的医療機関への対応については、本調整会議における具体的対応方針の協議を国通知で求められる具体的対応方針の議論と位置付けることとする。(資料1、参考資料1、参考資料2)

<質疑等なし>

(2) 令和元年度具体的対応方針について

<事務局から説明>

- 2025年に向けた具体的対応方針については、昨年度末にとりまとめたところであるが、具体的対応方針の病床ベースの合意率は、各構想区域によって差はあるものの、県全体では約5割に留まっていることから、保留となった医療機能については、繰り返し協議を行い、合意を図っていく必要がある。
- そのため、昨年度の取りまとめ以降の各医療機関における具体的対応方針の変更を反映させた、令和元年度具体的対応方針(案)について協議を行う。
- 医療機能ごとの病床数に関する合意の目安は、昨年度と同様であり2025年に持つべき医療機能ごとの病床数については、医療機能ごとに可能な範囲で合意するものとする。
- 東紀州区域については、病床総数は215床の過剰となるため全体的なスケールダウンが必要である。各医療機能の充足状況は、高度急性期・慢性期で不足かほぼ過不足なしとなるため、合意とする。合意としない急性期・地域急性期・回復期病床については、毎年度、協議を繰り返していく中で合意を図っていくこととする。(資料2-1～資料2-3)

<主な質疑等>

(議長)

- 事務局から示された令和元年度具体的対応方針(案)について、各委員了承いただけるか。

《各委員から異議なし》

(議長)

- 各委員から異議はないようなので、東紀州構想区域として、事務局案を了承とする。

2 在宅医療体制の整備について

<事務局から説明>

- 県の支援事業について、令和2年度予算において前年度と同程度の予算を確保した。今後、県においては、各市町のめざすべき方向性・課題に沿った取組が円滑に推進されるよう、個々の市町の状況に合わせた効果的な支援に取り組んでいく。
- 昨年度に引き続き、今年度も1月から2月にかけて各市町のヒアリングを実施したところであり、各市町の在宅医療・介護連携に関する取組状況や課

題と今後の取組などについて報告する。(資料 3-1)

- また、これまで把握してきた各市町の在宅医療・介護連携に関する取組の好事例について、初めて事例集としてとりまとめた。各市町の横展開につながられるよう、各事例の取組内容や取組推進のポイントなどをコンパクトにまとめているので紹介する。(資料 3-2)

<質疑等なし>

3 その他

<事務局から説明>

- 令和 2 年度地域医療構想調整会議のスケジュール(案)については、今年度同様、意見交換会と調整会議を各 2 回開催する予定である。(参考資料 3)

<質疑等なし>

以上